

基本事業14402 人と動物との共生環境づくり

(主担当：衛生指導課)

主な取組内容

- 狂犬病予防のために、飼い主の判明しない犬の抑留を行います。また、動物の虐待防止及び周辺環境の保全のために、犬猫の飼い主に対して適切な飼養管理に関する助言・指導を行います。
- 動物愛護についての普及啓発のために動物愛護の絵・ポスター展等を実施します。
- 犬とはどういう動物であるか、犬による危害がもたらす社会的影響、更には、盲導犬等を紹介することで、人と動物の共生について正しく理解し、生命を尊重する精神を育むことを目的として、小学生、幼稚園児、保育園児等を対象に「動物愛護教室」を実施します。
- 保健所で保護または引取りを行った犬猫に生存の機会を設け、適正飼養ができる飼い主へ譲渡するため、新しい飼い主の申込を受け付けます。
- 保健所に収容された犬猫の生存の機会を増やすため、三重県動物愛護推進センター（あすまいる）と連携して、適正な譲渡に取り組みます。
- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業登録手続きを実施します。

1 狂犬病予防、動物愛護管理

狂犬病予防法及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、野犬及び飼い主の判明しない飼い犬を抑留するとともに、飼い主に対して放し飼い等に関する飼育指導を行い、犬による人畜その他への危害の発生防止に努めました。また、猫についても、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、引取りと適正飼養に関する指導を行いました。

(1) 畜犬捕獲等業務

| 年度 | 畜犬捕獲及び 収容頭数 | 返還頭数 | 咬傷事故(犬) 届出件数 | 猫引取数 |
|--------|----------------|------|-----------------|------|
| 平成25年度 | 124 | 64 | 19 | 215 |
| 平成26年度 | 150 | 47 | 18 | 158 |
| 平成27年度 | 82 | 29 | 18 | 216 |
| 平成28年度 | 93 | 34 | 13 | 170 |
| 平成29年度 | 59 | 33 | 8 | 136 |

(2) 犬に関する苦情受付件数

| 総 数 | 係留義務違反 (放し飼い) | 迷惑・モラル等 (ふん・鳴き声等) | 咬傷事故 | 野犬捕獲依頼 | 飼い犬 引取り依頼 | その他 |
|-----|------------------|----------------------|------|--------|--------------|-----|
| 456 | 10 | 35 | 12 | 69 | 43 | 287 |

(3) 猫に関する苦情受付件数

| 総 数 | 放し飼い | 迷惑・モラル等 (ふん・鳴き声等) | 野良猫の 捕獲について | 野良猫 引取り依頼 | 飼い猫 引取り依頼 | その他 |
|-----|------|----------------------|----------------|--------------|--------------|-----|
| 293 | 11 | 51 | 24 | 63 | 7 | 137 |

2 動物愛護に関する啓発

(1) 動物愛護の絵・ポスター募集

動物愛護週間行事の一環として各小学校、中学校の児童生徒を対象に動物愛護の絵・ポスターを募集し、入賞作品の展示を実施しました。

ア. 動物愛護の絵・ポスター応募枚数

| | 応募枚数 | 入賞枚数 |
|-----|-------|------|
| 小学校 | 1240枚 | 2枚 |
| 中学校 | 116枚 | 1枚 |

イ. 動物愛護の絵・ポスター入賞作品展

| 期間 | 会場 |
|--------------------|----------|
| 平成29年11月10日～11月15日 | イオンモール東員 |

(2) 動物を愛護する心の啓発事業

人と動物とのかかわりについて学ぶ機会と動物愛護意識の高揚に向けた啓発を充実させるため、小学校の児童を対象に出前教室などの事業を行いました。（公益財団法人 三重県動物管理事務所との協働事業）

開催状況

| 開催回数 | 参加者数 |
|------|------|
| 8回 | 380人 |

3 犬・猫の譲渡事業

保健所に収容した犬・猫を適正飼養ができる飼い主へ譲渡を行うことで、生存の機会を設け、動物の愛護及び生命の尊重の精神の周知を図ることを目的に実施しました。

(1) 犬の譲渡数 15頭

(2) 猫の譲渡数 15匹

4 動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、平成18年6月1日より動物取扱業は登録が必要となりました。さらに、平成25年9月1日より従来の動物取扱業は第一種動物取扱業と名称を改め、新たに非営利で動物を取扱う者についても一定以上の頭数を収容する場合には第二種動物取扱業として届出が必要となりました。この登録または届出のあった施設の監視指導を実施しました。

(1) 第一種動物取扱業施設数及び監視指導状況

| 施設数* | 新規登録数 | 廃止数 | 監視指導件数 |
|------|-------|-----|--------|
| 111件 | 8件 | 15件 | 30件 |

*平成30年3月31日現在

(2) 第二種動物取扱業施設数及び監視指導状況

| 施設数 | 新規届出数 | 廃止数 | 監視指導件数 |
|-----|-------|-----|--------|
| 5件 | 0件 | 0件 | 0件 |